

別表1（第3条関係）

事業区分	事業の種別	交付対象者	交付対象となる地区	交付額
人材配置支援	専任スタッフ配置支援事業	過疎債ソフト（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。以下同じ。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	—	支援対象経費（過疎債ソフトの起債額）に10分の2を乗じて得た額
	「要」の人材配置支援事業	過疎債ソフトを財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）でかつ中山間地域にある地区	支援対象経費（過疎債ソフトの起債額）に10分の1.5を乗じて得た額
地域活動支援	計画策定等の取組支援事業	過疎債ソフトを財源として支援対象事業を実施する市町村	過疎地域でかつ中山間地域にある地区	支援対象経費（過疎債ソフトの起債額）に10分の1.5を乗じて得た額
拠点整備支援	拠点整備支援事業	過疎債（過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項に規定する地方債をいう。）を財源として支援対象事業を実施する市町村	—	支援対象経費（過疎債の起債額）に10分の1.5を乗じて得た額